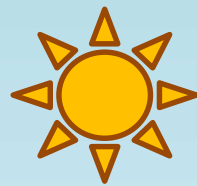
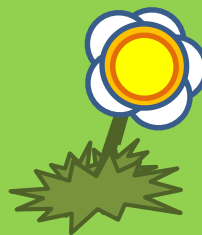
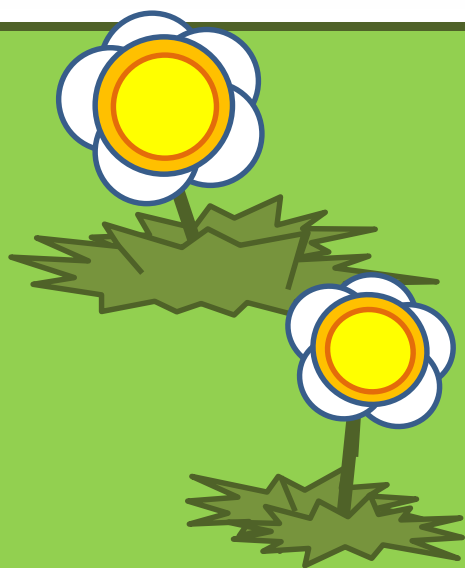
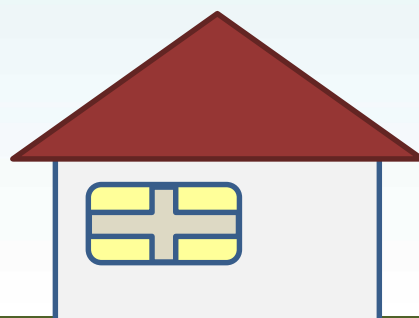


障害福祉 サービス ガイドブック



2026
津山市版



障害福祉サービスガイドブックについて

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、障害のある方々が地域で、共通のサービスを受けられるようになりました。

身体・知的・精神障害・難病等のある方（児童含む）が利用するサービスやサービスを提供する事業者を選んで契約を結び、サービスにかかる費用のうち9割（施設利用時の居住費及び食費は除く）を市区町村が支援します。

この「障害福祉サービスガイドブック」では内容を出来るだけ簡単に説明しています。
詳しくお知りになりたいとき、またご不明なところがある場合は市役所へお問い合わせください。

自立を支援するサービスについて・・・・・・・・・・P 2

サービス利用者負担について・・・・・・・・・・P 3

障害福祉サービス（18歳以上）について・・・・P 4

障害福祉サービス（18歳未満）について・・・・P 6

地域生活支援事業について・・・・・・・・・・P 8

自立支援医療について・・・・・・・・・・P 10

津山市内の事業所一覧・・・・・・・・・・P 12

自立を支援するサービスについて

自立を支援するサービスにはつぎのようなものがあります。

津山市

総合支援法

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

相談支援

- 基本相談支援
- 地域相談支援
(地域移行支援・地域定着支援)

訓練等給付

- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労選択支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療※
※実施主体は都道府県等

障害のある人
障害のある児

児童福祉法

障害児相談支援

- 計画相談支援
障害児支援利用援助
継続障害児支援利用援助

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

地域生活支援事業

- 相談支援
- 地域活動支援センター
- 移動支援
- 日中一時支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 成年後見制度利用支援
- その他の支援

岡山県

- 相談支援専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

サービス利用者負担について

サービスを利用した場合、原則として費用の1割の負担が発生します。

ただし、負担が重くなりすぎないように、所得に応じて1ヶ月の上限額が決められています。

18歳以上の障害のある人の負担上限額一覧表

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税 非課税世帯	0円
一般1	市町村民税 課税世帯(所得割16万円未満) ※施設入所者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害のある児童がいる世帯の利用者負担上限額一覧表

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得	市町村民税 非課税世帯		0円
一般1	市町村民税 課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※上記の世帯とは

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方 (施設入所の18歳、19歳の人を除く)	障害のある人とその配偶者
18歳未満の障害のある児童 (施設入所の18歳、19歳の人を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、補装具を購入または修理した場合、あるいは介護保険のサービスを併せて利用している方がいる場合は、合算した額が上記の限度額を超えている分だけ、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給されます。

●利用者負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合は、負担上限月額が軽減されます。

施設でサービスを利用したとき

施設でサービスを利用する場合の食費や光熱費などは全額自己負担です。

※施設入所者で負担区分が生活保護、低所得の方は自己負担が軽減される場合があります。

障害福祉サービスの種類(18歳以上の人※注)

個々の障害のある方々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われます。

「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」などがあります。

なお、「障害福祉サービス」を受ける場合は、計画相談支援事業所の相談支援専門員に「サービス等利用計画」を立ててもらう必要があります。

サービスの種類

注: 下記の「児」については18歳未満も対象

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	者	児	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 また、通院等の際の介助もこちらに含まれます。
	重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	者	児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	者	児	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	者	児	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	者	児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	者		医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	者		常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	者		施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	者		一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	者		就労先の決定前に、本人の強みや適性を客観的に評価し、適切な進路選択を支援します。
	就労継続支援 (A型/B型)	者		一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	者		一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	者		一人暮らしに必要な理解力と生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	者	児	障害福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障害のある方、又は障害のある児童が適切なサービスを受けられるようマネジメントし、サービス等利用計画を作成、モニタリングします。
	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	者		入院や入所から地域生活に移行する準備のために必要な外出への同行支援や入居に関する援助を行います。また、24時間対応の相談体制を取るなどし、地域移行した人や単身などで生活が不安定な方が地域生活に定着できるよう継続支援を行います。

申請に必要なもの(新規申請の場合)

- ・印鑑(認印)
 - ・障害者手帳(身体、療育、精神)、または特定疾病受給者証等
 - ・個人番号カードまたは通知カード
- ※その他、申請されるサービスの内容により聞き取り調査や追加資料が必要となる場合があります。

サービス申請の流れ(18歳以上の人)

① 相談・申請(新規・変更・更新)

- (1) サービスを利用・相談したい場合、相談支援専門員に相談してください。
(相談支援事業所一覧:P.16参照)
- (2) 利用したいサービスが決まったら市役所にて申請手続きをしてください。

区分認定が必要なサービスの場合
(介護給付)

区分認定が不要なサービスの場合
(訓練等給付等)

② 区分認定調査

- (1) 申請時又は申請後に、認定調査員が本人及び支援者と面談し、質問や聞き取り調査を行います。
- (2) 市役所から主治医に医師意見書の記載を依頼します。

② 概況調査

- (1) 新規申請の方のみ申請時又は申請後に、認定調査員が本人及び支援者と面談し、質問や聞き取り調査を行います。

③ 区分認定

- ②の認定調査内容や医師意見書を基に、審査会にて障害支援区分を決定します。

④ 支給決定

- ① 相談支援専門員にサービス利用計画案を作成してもらい、市役所へ提出してもらいます。
- ② 市役所にて最終的なサービス利用の支給決定を行います。
認定されれば通知やサービス受給者証等が郵送されてきます。

⑤ 契約

- ① (相談支援専門員と相談しながら) 本人が利用したいサービス提供事業所を決め、本人と事業所とでサービス利用契約をします。

⑥ サービス利用

- ① サービス利用計画にあるように、サービスを利用します。
- ② 利用料負担が発生する場合、サービス事業所に利用料を支払います。

⑦ モニタリング／サービスの見直し

- ① 体の具合や生活環境が変わりサービス内容を変えたい場合は相談支援専門員に相談してください。
- ② サービス利用の有効期限終了前には市役所から更新案内が本人へ送られてきますので、更新をご希望の場合は相談支援専門員に相談のうえ、市役所にてお手続きください。

障害児福祉サービスの種類(18歳未満の人)

対象となる児童: 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)

※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

■平成27年4月より障害児通所支援等を初めて利用したり、継続して利用するためには必ず「障害児支援利用計画」の作成が必要となります。

サービスの種類

障害児相談支援	
障害児支援利用援助	初めて障害児通所支援を利用する場合の申請において、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。 利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	既に利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の内容等の見直し(モニタリング)を行います。 また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

障害児通所支援	
児童発達支援	主に未就学児に対して、通所を基本とし、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。
放課後等デイサービス	幼稚園及び大学を除いて、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は利用を予定している障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のために必要とする専門的な支援、助言などを行うために現場を訪問します。

障害児入所支援	
福祉型障害児入所施設	施設入所を基本とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等のサービスを提供します。
医療型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設のサービスに加え、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を提供します。

申請に必要なもの(新規申請の場合)

- ・印鑑(認印)
- ・障害者手帳(身体・療育・精神) ※お持ちの場合のみ
- ・個人番号カードまたは通知カード(親・子)

※上記手帳を持たれてない場合、児童相談所での判定結果や保健師または医師の意見書が必要になります。

※申請時に窓口で聞き取り調査をさせていただく場合があります。

サービス申請の流れ(18歳未満の人)

① 相談・申請(新規・変更・更新)

市役所本庁または各支所の市民生活課にて、障害児通所支援及び障害児支援利用計画の申請手続きをします。

② 相談支援事業所との契約

希望する指定障害児相談支援事業所に障害児支援利用計画(案)の作成を依頼し、契約します。

③ 利用計画(案)の作成・提出

相談支援専門員が自宅等を訪問・面接して障害児支援利用計画(案)を作成し、市役所へ提出します。

④ 支給決定

- (1) ③で提出された障害児支援利用計画(案)の内容を勘案し、市役所にて最終的なサービス利用の支給決定を行います。
- (2) 認定されれば通知やサービス受給者証等が郵送されてきます。

⑤ サービス担当者会議

利用者・相談支援専門員・関係事業所等が集まり、利用に向けて担当者会議を行います。

⑥ 利用計画の作成・提出

相談支援専門員が④の支給決定内容や⑤のサービス担当者会議に基づき、障害児支援利用計画を作成し、市役所へ提出します。

⑦ サービス利用

⑥で作成した障害児支援利用計画に基づき、障害児通所支援事業所でサービスの利用を開始します。

⑧ モニタリング／サービスの見直し

相談支援専門員が、定期的にサービスに利用状況を確認し(モニタリング)、障害児支援利用計画の見直しを行います。

地域生活支援事業について

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施する事業です。
地域で、生活する障害のある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、障害福祉サービスと地域生活支援事業とで両方の支給条件に該当する場合、障害福祉サービスの方が優先となります。

対象者の条件や利用料、また事業内容等の詳細については、市役所にお問い合わせください。

事業の種類

事業名	サービスの利用料	内容
相談支援事業	無料	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意思疎通支援事業	無料	聴覚、言語障害、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	原則、1割負担 及び補助基準額超過分 (ただし、市町村民税の課税状況により下表の月額負担上限額設定)	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	サービスの1割負担 (ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域生活支援センターI型事業	無料	障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業	サービスの1割負担 (ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)	障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労や社会参加、介護者の一時的な休息を提供します。
成年後見制度利用支援事業	無料	障害等により、判断能力が低下した方に代わって、契約や財産の管理などを支援する制度です。
その他の事業	制度ごとに異なります	社会参加促進事業、自動車運転免許取得等の助成ほか

利用者負担区分と月額負担上限額

区 分

生活保護

低 所 得

一 般

世 帯 の 収 入 状 況

生 活 保 護 受 給 世 帯

市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯

上 記 以 外

負担上限月額

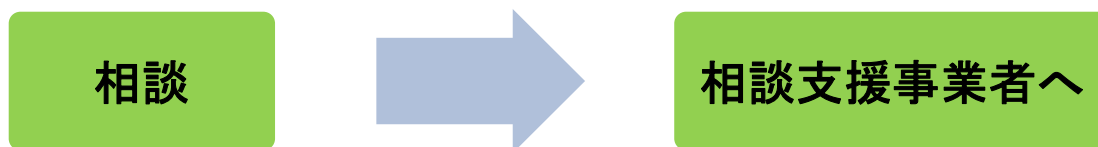
0 円

0 円

37,200円

地域生活支援事業の申請の流れ(例)

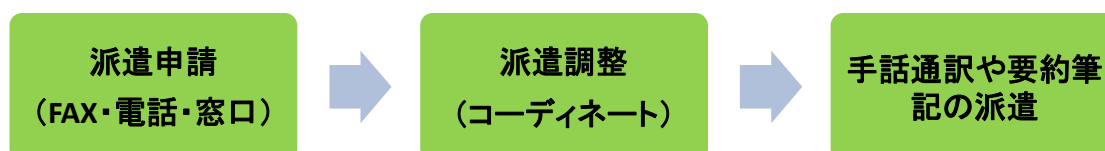
相談支援事業



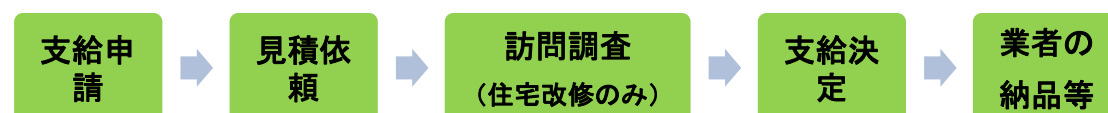
移動支援事業・日中一時支援事業・地域活動支援センター I 型事業



意思疎通支援事業



日常生活用具給付等事業



自立支援医療について

自立支援医療には、以下の3つの医療制度があります。

更生医療

18歳以上の身体に障害のある方で、指定自立支援医療機関における入院・手術・外来通院により、確実な治療効果が期待できる医療に対し給付される医療制度です。

育成医療

18歳未満の身体に障害のある児童で、指定育成医療機関における入院・手術・外来通院により、確実な治療効果が期待できる医療に対し給付される医療制度です。

精神通院医療

精神疾患を理由として指定自立支援医療機関において外来通院医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部が給付される医療制度です。

(※入院医療は対象外となります。)

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々(高額治療継続者...『重度かつ継続』)にもひと月当たりの負担に上限額を設定して、負担の軽減をします。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については、入院と通院の公平を図るため原則自己負担となります。

自立支援医療の自己負担について

自己負担については原則として医療費の1割負担です。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定します。また、入院時の食事療養費又は生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担です。

世帯の種類	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 (本人分のみ)		市町村民税(均等割、所得割)課税世帯 (国保:保険世帯全員分 / 社保:被保険者のみ)		
		本人収入 ≤80万円 (合計所得or 年金収入)	80万円< 本人収入 (合計所得or 年金収入)	同一保険世帯の市町 村民税(所得割)合算 <3万3千円 ※均等割のみの場合も 含む	3万3千円≤ 同一保険世帯の市 町村民税(所得割) 合算 <23万5千円	23万5千円≤ 同一保険世帯の 市町村民税(所得 割)合算
区分	生活保護(A)	低所得1(B1)	低所得2(B2)	中間所得1(C1)	中間所得2(C2)	一定所得以上(D)
自己負担 上限額	0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額		公費負担対象外
				※重度かつ継続の場合↓↓↓		
				5,000円	10,000円	20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

疾病、症状等から対象となる者

●更生医療・育成医療

- …①腎臓機能 ②小腸機能 ③免疫機能 ④心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)
⑤肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

●精神通院

- …①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)
の精神疾患を有する者

- ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

●更生医療・育成医療・精神通院

- …医療保険の多数該当の者

障害福祉サービス等事業所一覧

【令和8年4月1日現在】

居宅介護	訪問介護事業所オリーブ	津山市一方140	(一財)江原積善会	23-3600
	ふくろうヘルプ	津山市平福51-5	(株)永心	32-8561
	ニチイケアセンター 津山	津山市堺町12 ツツヤビル2F	(株)ニチイ学館	31-2450
	津山市社会福祉協議会 津山介護サービスセンター	津山市山北520津山市総合福祉会館内	(福)津山市社会福祉協議会	23-5136
	サンキ・ウェルビィ介護センター津山	津山市小原7-1	サンキ・ウェルビィ(株)	31-8751
	津山医療生協 ヘルパーステーションまごころ	津山市平福546-1	津山医療生活協同組合	28-0877
	サンキ・ウェルビィ介護センター大崎	津山市中原37-1	サンキ・ウェルビィ(株)	20-1212
	このはなヘルパーステーション	津山市下高倉西2311-5	オサカ産業(株)	29-2907
	訪問介護事業所セレク	津山市上河原466-1 サンライズマンション101	エステラ(同)	32-8321
	ヘルパーステーション結の心	津山市総社3-2	(株)結の心	22-5111
	@くるー津山	津山市小田中2206番地14	(株)えすわーく	32-8027
	津山市社会福祉協議会 阿波介護サービスセンター (基準該当事業所)	津山市阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	46-2016
重度訪問介護	訪問介護事業所オリーブ	津山市一方140	(一財)江原積善会	23-3600
	ふくろうヘルプ	津山市平福51-5	(株)永心	32-8561
	ニチイケアセンター 津山	津山市堺町12 ツツヤビル2F	(株)ニチイ学館	31-2450
	津山市社会福祉協議会 津山介護サービスセンター	津山市山北520津山市総合福祉会館内	(福)津山市社会福祉協議会	23-5136
	サンキ・ウェルビィ介護センター津山	津山市小原7-1	サンキ・ウェルビィ(株)	31-8751
	津山医療生協 ヘルパーステーションまごころ	津山市平福546-1	津山医療生活協同組合	28-0877
	サンキ・ウェルビィ介護センター大崎	津山市中原37-1	サンキ・ウェルビィ(株)	20-1212
	訪問介護事業所セレク	津山市上河原466-1 サンライズマンション101	エステラ(同)	32-8321
	ヘルパーステーション結の心	津山市総社3-2	(株)結の心	22-5111
	@くるー津山	津山市小田中2206番地14	(株)えすわーく	32-8027
	津山市社会福祉協議会 阿波介護サービスセンター (基準該当事業所)	津山市阿波1198	(福)津山市社会福祉協議会	46-2016
同行援護	サンキ・ウェルビィ介護センター大崎	津山市中原37-1	サンキ・ウェルビィ(株)	20-1212
	このはなヘルパーステーション	津山市下高倉西2311-5	オサカ産業(株)	29-2907
行動援護	@くるー津山	津山市小田中2206番地14	(株)えすわーく	32-8027
短期入所	短期入所事業所あすなろ園	津山市西下1003-1	(福)慈風会	36-3606
	短期入所事業所 ココロみのり	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7411
	障がい者支援施設みすず荘	津山市瓜生原326-1	(福)鶯園	26-3118
	短期入所事業所 ライフみのり	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7833
	津山ひかり学園ひかりの杜	津山市川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	26-1091
	津山ひかり学園ひかりの風	津山市川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	26-7518
	短期入所 津山東一宮	津山市東一宮56-5	ソーシャルインクルー(株)	27-0101

障害福祉サービス等事業所一覧

【令和8年4月1日現在】

短期入所 (医療型)	サ ン サ ポ ー ト つ や ま	津山市田町27	(医)西下病院	22-5103
生活介護	津山市障害者福祉センター 神 南 備 園	津山市大谷600	<指定管理> (福)鶯園	24-9402
	障害者支援施設あすなろ園	津山市西下1003-1	(福)慈風会	36-3606
	障 害 者 支 援 施 設 コ コ ロ ミ の 設 け	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7411
	障がい者支援施設みすず荘	津山市瓜生原326-1	(福)鶯園	26-3118
	障 害 者 支 援 施 設 ラ イ フ ミ の 設 け	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7833
	津山ひかり学園ひかりの杜	津山市川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	26-7523
	ど ん ぐ り エ 房	津山市下高倉西1823-1	(特非)どんぐりコロコロ	29-0012
	自 立 支 援 セ ン タ ー で あ い エ 房 母 恵 夢	津山市院庄910	(特非)希福社会	28-3251
	か ら ふ る	津山市東一宮981	(同)コロレ	32-8899
施設入所支援	障害者支援施設あすなろ園	津山市西下1003-1	(福)慈風会	36-3606
	障 害 者 支 援 施 設 コ コ ロ ミ の 設 け	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7411
	障がい者支援施設みすず荘	津山市瓜生原326-1	(福)鶯園	26-3118
	障 害 者 支 援 施 設 ラ イ フ ミ の 設 け	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7833
	津山ひかり学園ひかりの杜	津山市川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	26-7523
就労移行支援	社 会 就 労 セ ン タ ー さ く ら ワ ー ク ヒ ル ズ	津山市勝部563	(福)共栄会	31-3221
	G O N J O B	津山市山下18-2	Gon(同)	20-1098
就労定着支援	GON 定 着 支 援 事 業 所	津山市山下18-2	Gon(同)	20-1098
就労継続支援A型	青 空 ワ ー ク ス	津山市国分寺988-1	(福)鶯園	20-1477
	トラストワークスA型事業所	津山市二宮646	(特非)トラストワークス	28-1717
就労継続支援B型	ど ん ぐ り エ 房	津山市下高倉西1823-1	(特非)どんぐりコロコロ	29-0012
	自 立 支 援 セ ン タ ー で あ い エ 房 母 恵 夢	津山市院庄910	(特非)希福社会	28-3251
	社 会 就 労 セ ン タ ー さ く ら ワ ー ク ヒ ル ズ	津山市勝部563	(福)共栄会	31-3221
	津山ひかり学園ひかりの丘	津山市川崎1566-1	(福)津山社会福祉事業会	26-7525
	ト ラ ス ト ワ ー ク ス	津山市二宮646	(特非)トラストワークス	28-1717
	ウ ィ ッ シ ュ ラ ン ド	津山市新野東557-2	(特非)もっこらぶ	36-7116
	き ぼ う 作 業 所	津山市久米川南3083	(特非)きぼう福祉会	57-9754
	社 会 就 労 セ ン タ ー セ ル プ 弥 生	津山市勝部609-1	(福)共栄会	24-1588

障害福祉サービス等事業所一覧

【令和8年4月1日現在】

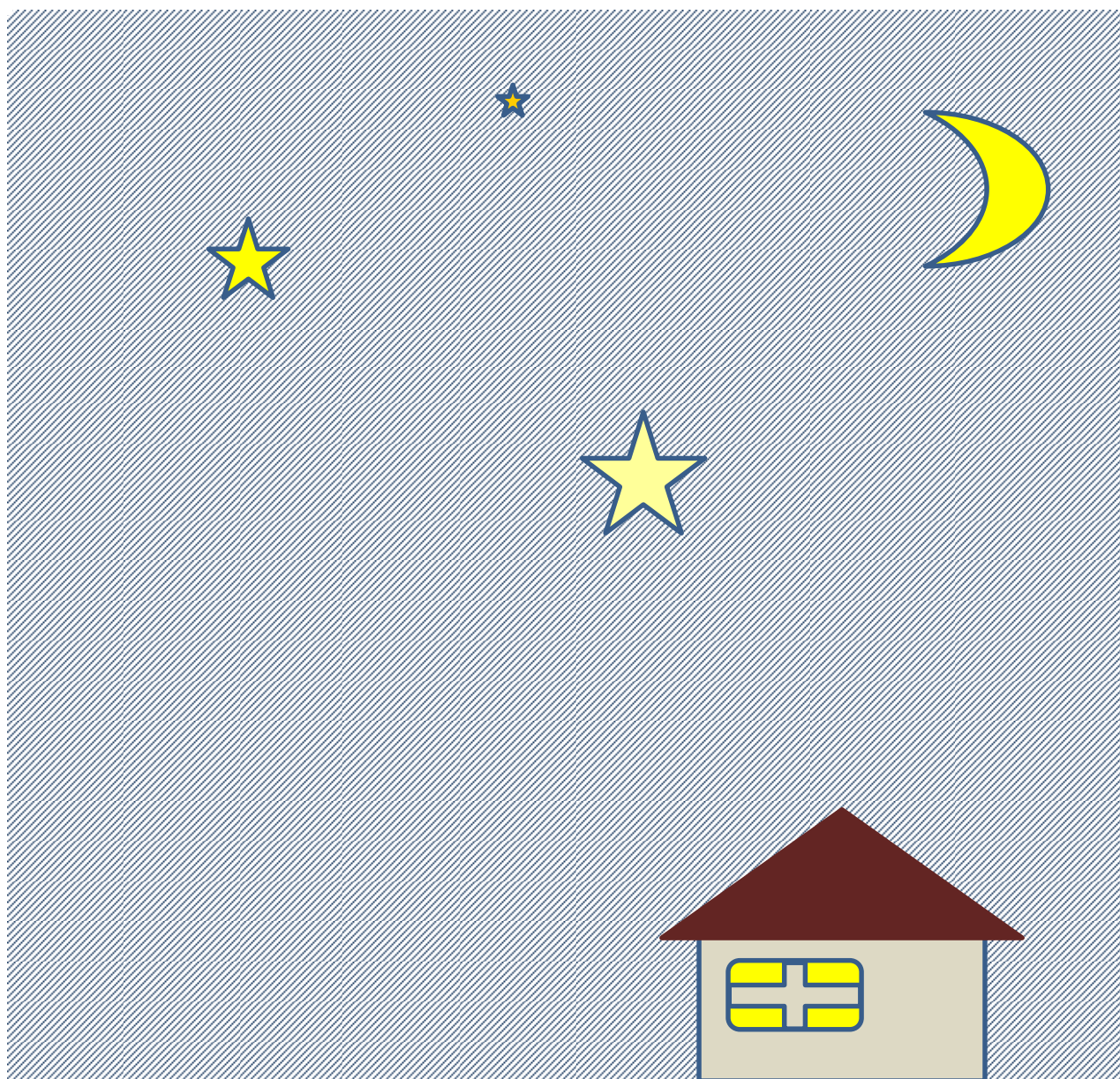
就労継続支援B型	就労継続支援作業所ウイズ	津山市田町115	(社医)高見徳風会	22-3192
	就労継続支援B型事業所 ホワイ	津山市瓜生原322	(福)鶯園	26-5437
	就労継続支援B型 ワークショッップ津山	津山市東新町6	(福)愛徳福祉会	22-4325
	就労支援センター きんかえも	津山市小田中676-1	(特非)じゃがいもの木	24-2745
	障害福祉サービス事業所 セルプみのり	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7767
	障害福祉サービス事業所 ワークスみのり	津山市二宮999-10	(福)津山みのり学園	28-2515
	津山しらうめの会 共同作業所	津山市椿高下99-1	(特非)津山しらうめの会	24-9012
	ふれんど久米	津山市中北下1300	(特非)ふれんど久米	57-7768
	輪輪かけはし	津山市加茂町小中原143	(特非)かも・かけはし	42-3004
	ワーキングメイト	津山市小田中1857-7	(特非)灯心会	22-0880
	フォレック	津山市下高倉西1861-5	(特非)クローバー	29-3666
	スキダマリンク	津山市林田29-22	(一社)スキダマリンク	35-0075
	就労継続支援B型事業所 らくが	津山市国分寺126-12	(労協)ワーカーズコープ・センター事業団	32-8707
	ワークプレイスつやま	津山市井口2-11	(福)慶光会	20-1780
	障がい者就労継続支援 B型事業所オオルリ	津山市材木町68-18 岡本ビル	(特非)カナリヤホーム	32-8686
さすてなワーク	津山市皿628-7	(福)生き生き館	28-8880	
W i n d r o w	津山市太田493 バーゼルハイム1階	Windrow(同)	050- 8880- 3801	
共同生活援助	w a g a y a	津山市小原134-18	(福)共栄会	24-1588
	グループホームきぼう	津山市久米川南2879	(特非)きぼう福祉会	57-9754
	ソーシャルインクルーホーム 津山東一宮	津山市東一宮56-5	ソーシャルインクルー(株)	27-0101
	グループホーム じゃがいも畑	津山市小田中676-1	(特非)じゃがいもの木	24-2745
	グループホーム母恵夢	津山市院庄910	(特非)希福祉会	28-3251
	サンコート	津山市津山口309-2	(福)江原恵明会	23-6066
	指定共同生活援助事業所 姫山の	津山市瓜生原326-1	(福)鶯園	26-3118
	姫山の里・よりそい津山口	津山市津山口151-2	(福)鶯園	20-1177
	みのり共同生活事業所	津山市二宮999	(福)津山みのり学園	28-7661
	メゾンきさらぎ	津山市川崎1508	(福)津山社会福祉事業会	26-1091
障害者地域活動 支援センター	地域生活支援センター ネクスト津山	津山市津山口308-5	(一財)江原積善会	22-1177

児童通所支援事業所・相談支援事業所一覧

児童発達支援事業所	住 所	電話番号	定員	実施主体
児童発達支援センター キッズみのり	津山市二宮918	28-3413	20	(福)津山みのり学園
児童発達支援事業所 あゆみ	津山市院庄960-1	35-2122	10	(福)津山みのり学園
児童発達支援事業所「てけてけ」	津山市山北800	32-2174	20	津山市
多機能型事業所 socio	津山市西吉田400-8	26-2477	10	(福)大崎ゆりかご会
step socio	津山市金井11-10	32-9277	10	(福)大崎ゆりかご会
ラルーチェめぐみ	津山市川崎594-5	35-3708	10	(福)津山社会福祉事業会
あそび王国 津山河辺事業所	津山市河辺1707-11	35-3163	休止中	(株)ミツバ ファクトリー
あそび王国 津山田邑事業所	津山市上田邑11	28-8010	10	(株)ミツバ ファクトリー
多機能型事業所 キッズ ゆうゆう	津山市野村315-6	29-2323	10	(有)いちばん館
児童発達支援事業所 くれーる	津山市院庄913番地1	35-0353	10	(社)発達を支える会 ブルークール
こども発達支援事業所 COCOWA	津山市河面140-1	090-7877-0148	10	(株)Cocomo
放課後等デイサービス事業所	住 所	電話番号	定員	実施主体
多機能型事業所 socio	津山市西吉田400-8	26-2477	10	(福)大崎ゆりかご会
step socio	津山市金井11-10	32-9311	10	(福)大崎ゆりかご会
放課後等デイサービス事業所 Liebe	津山市総社58-7	32-6488	10	(福)鶯園
ラルーチェめぐみ	津山市川崎594-5	35-3708	20	(福)津山社会福祉事業会
ラルーチェのぞみ	津山市押入955-1 2階	35-0135	10	(福)津山社会福祉事業会
おひさま 津山事業所	津山市沼450 B棟102	24-0889	10	(株)HUGHUG
あそび王国 津山河辺事業所	津山市河辺1707-11	35-3163	10	(株)ミツバ ファクトリー
あそび王国 津山田邑事業所	津山市上田邑11	28-8010	10	(株)ミツバ ファクトリー
多機能型事業所 キッズ ゆうゆう	津山市野村315-6	29-2323	10	(有)いちばん館
放課後等デイサービスポロカ	津山市東一宮31-13	32-8080	10	(福)白樺会
放課後等デイサービスポロカ上河原事業所	津山市上河原527-3	32-8330	10	(福)白樺会
リヤン	津山市神戸480-2 2階	32-8577	10	(株)セラヴィ
リヤン二宮事業所	津山市二宮1876-13	32-8081	10	(株)セラヴィ
みらい	津山市川崎143-1 2階	32-8008	10	(特非)未来へ
夢門塾ゆうゆう津山	津山市上河原217-11	32-8470	10	キャレオス(株)
放課後等デイサービス事業所よつば	津山市東一宮12-2	35-0718	15	(株)andiamo
よつばのクローバー国分寺	津山市国分寺233-6	67-6092	10	(株)大知
からふる	津山市東一宮981	32-8899	5	(同)コロレ
からふる田町	津山市田町91-4	32-9866	5	(同)コロレ
こども発達支援事業所 COCOWA	津山市河面140-1	090-7877-0148	10	(株)Cocomo

児童通所支援事業所・相談支援事業所一覧

相談支援事業所	住 所	電話番号	営業日・営業時間
地域生活支援センター ネクスト津山	津山市津山口308-5	22-1177	火～金曜日・日曜日 8:45～17:30
美作地域生活支援センター	津山市川崎1554	26-3660	月～金曜日 第1土曜日 8:30～17:00
つやま地域生活支援センター つばさ	津山市二宮80-1	28-7335	月～金曜日 8:30～17:00
相談支援事業所 きぼう	津山市田町115	22-0052	月～土曜日 9:00～17:00
木の葉	津山市下高倉西1823-1	070-5675-0012	月～金曜日 10:00～16:00
サポートランド ウイッシュ	津山市新野東557-2	36-7116	火～土曜日 8:30～17:15
たけやりこども相談支援事業所	津山市津山口327	20-1708	月～金曜日 9:00～16:00
相談支援事業所 nainoa	津山市上河原527-3	32-8070	月～金曜日 9:00～18:00
相談支援事業所 神南備園	津山市大谷600	24-9402	月～金曜日 8:30～17:15
相談支援事業所 おれんじ	津山市山下69-26	090-3173-6488	火～金曜日・日曜日 9:00～16:00
相談支援事業所 天色	津山市二宮339-2-6	090-8245-1929	月～金曜日 9:00～17:00
相談支援事業所 えすわーく	津山市小田中2206-14	32-8027	月～金曜日 8:30～17:30



お 問 い 合 わ せ 先

津山市社会福祉事務所障害福祉課
〒708-8501 津山市山北520
TEL.0868-32-2067 FAX.0868-32-2153
E-mail,shoufuku@city.tsuyama.lg.jp